

返戻金制度に関する規定

2025/11/1 ver1.0

当社（株式会社 iClino）を通じて採用された求職者が、入社後に自己の都合により早期退職した場合、受領した紹介手数料を以下の区分に従って求人者に返金いたします。

1. 返金率の区分

退職までの期間	返金額（紹介手数料に対する割合）
入職日から 3 ヶ月以内	100%
入職日から 6 ヶ月以内	50%
入職日から 1 年以内	30%

2. 適用条件

- 返金の対象は、受領済みの紹介手数料（消費税を除く）とします。
- 早期退職の理由が、求職者本人の自己都合、または本人の責めに帰すべき事由による解雇である場合に適用されます。
- 求人者の責めに帰すべき事由（法令違反、労働条件の著しい相違、ハラスメント等）による退職の場合は、本制度の対象外となります。

3. 通知期限

- 求人者は、対象となる退職が発生した日から、原則として 30 日以内に書面または電子メールにて当社に通知するものとします。

許可番号 13-ユ-318692

事業所の名称及び所在地 株式会社 iClino
東京都大田区西蒲田三丁目 2 番 2 号